

令和4年10月31日

令和4年10月31日

令和4年第7回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第137号

令和4年第7回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月26日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年10月31日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第64号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第65号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第66号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第67号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）

○開会日に応招した議員

埴 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和4年 第7回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和4年10月31日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和4年10月31日 午前11時22分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第64号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第65号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第66号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第67号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第64号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第65号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第66号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第67号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
-

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 谷田光雄君 | 2番 加藤学君 |
| 3番 荊尾芳之君 | 4番 滝山克己君 |
| 5番 米澤睦雄君 | 6番 長束博信君 |
| 7番 白川立真君 | 8番 三嶋義文君 |
| 9番 仲田司朗君 | 10番 板井隆君 |
| 11番 細田元教君 | 12番 亀尾共三君 |

13番 真 壁 容 子君

14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田 子 勝 利君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 -----	陶 山 清 孝君	副町長 -----	土 江 一 史君
病院事業管理者 -----	足 立 正 久君	総務課長 -----	大 塚 壮君
総務課課長補佐 -----	石 谷 麻衣子君	町民生活課長 -----	渡 邊 悦 朗君
病院事務部長 -----	山 口 俊 司君	福祉事務所長 -----	泉 潤 哉君
建設課長 -----	岡 田 光 政君	産業課長 -----	藤 原 宰君

午前 1 1 時 2 2 分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 4 年第 7 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

5 番、米澤睦雄君、6 番、長束博信君。

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思ひます。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第64号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第64号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。それでは、議案第64号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明いたします。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お名前のみを申し上げます。畠稔明、加藤晃、唯清視。

詳細にわたりましては、別紙に配付しております参考資料に住所、生年月日、そしてこれまでの経歴等を書いておりますので、御確認ください。御三名とも再任でございます。固定資産評価審査委員としての見識、そしてこれまでの経験、十分だという具合に認識してこの3名をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 本会議で質疑いたしますので、町長に答弁求めたいと思います。2点です。固定資産の評価委員会の委員の選任は人事でありますので、決して反対という意見ではありませんが、町長の意見を聞いておきます。

一つは、再任ということなんですけれども、3人全てが役場の職員のOBだということです。小さい町で固定資産の評価の専門的に知識あるということになれば、どこの町も同じような傾向だと思うんですけれども、これが対町民に対しての、説明するときに非常に本人等にとっても、

役場の職員にとってもそういう傾向ではないって取られるのではないかという点で、なぜかと思って私も考えてみたんですけども、やはり役場の職員っていうのは固定資産税を徴収する側におったわけですね。そういう意味でいえば、固定資産の審査委員の中にも払う側の住民側の人たちの意見も聞くというシステムを求めることから、職員が全てなるということについて違和感があるのかなというふうに思うわけです。これは全協でも、ほかの議員からも出た意見なんですが、その点についてどう考えるかという点です。

2つ目は、それより私は大きいと思うのは、これまで町が頑張ってきたジェンダー平等の点とか男女間格差をなくすという点でいえば、各所の委員会とか審議会には一定の割合での女性を増やしていこうという点がありましたよね。そういう意味でいえば、これも3人で大変だったと思うんですけども、やはりその観点っていうのは非常に大事だし、それ町の視点も対外的にも見られてくることになると思うんですよ。そういう点で、これは仕方がなかったというのは総務課長に聞いたんですけども、町長としての意見を聞いておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。評価審査委員が町の特に税務を経験したOBの皆さんで、町長としては非常に知識が豊富だということで安心して見ていられる。住民の皆さんから固定資産評価に対してのいろいろな疑問だとか、金額の適正な評価なのかどうかって聞かれたときに、明確に固定資産に対するシステムということが説明できるこの皆さんの立ち位置っていうのは非常にありがたいと思っています。決して役場の職員に堪えることはありませんけれども、せっかくそれだけの経験をお持ちの方でございますので、第三者という立場で評価を、この疑義があった場合、対応していただくには、役場側に寄るだとか、それから住民側に寄るだとか、そういうことは決してないという具合に思っております。そういう面で結果として3名がそのような経歴になったということだろうと思っています。

もう一点の女性委員、ジェンダーのことにつきましては、これも私が改めて申すまでもなく、できるだけフィフティー・フィフティー、半々のことを求めてきたいと思っていますが、なかなか適正な方が今回見つからなかったということで女性の方の登用ができませんでした。この視点は決して今後忘れることなく、女性の登用ということは常に頭に置いてやっていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第64号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第64号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第65号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、補正予算書のほうで御説明を
してまいります。

議案第65号

令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,989千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,117,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年10月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

今回の補正につきましては、電力、ガス、それから食糧費等の物価高騰対策事業を踏まえまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うものが主なものとなっております。

そういたしますと、歳出予算から主なものを説明してまいります。5ページをお願いします。それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。6, 540万8, 000円増額し、5億765万9, 000円とするものでございます。これにつきましてはコロナ禍におきまして生活困窮世帯に対して1世帯当たり1万4, 000円を助成するものです。これの歳入につきましては、県の補助金と、それから新型コロナウイルスの交付金を充当いたします。加えて、電力・ガス・食料品等の価格高騰によりまして、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対しまして1世帯当たり5万円を助成するものでございます。この歳入につきましては全額国費の対応となります。（サイレン吹鳴）

続けます。4款衛生費、4項病院費、1目病院費でございます。1, 285万9, 000円増額し、6億64万円とするものでございます。これにつきましては西伯病院がエネルギー価格の高騰対策として行っています省エネ設備投資、いわゆるLED化に対しましてLEDの購入経費を補助するものでございます。これもまた新型コロナの交付金の対応といたします。

同じく5項上水道費、1目上水道費でございます。1, 929万2, 000円増額し、5, 754万1, 000円とするものでございます。これにつきましては6月補正で水道料金の基本料金を全額免除と期間を定めてすることにしておりましたけれども、さらに基本料金の免除を本年度末まで延長することで生活や事業継続の一助とすることを目的に、水道会計へ補助するものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスの充当でございます。

6ページ、お願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。648万9, 000円増額し、2億4, 154万8, 000円とするものでございます。飼料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けまして取り組む販売農家に対し、肥料価格の高騰分の国が7割、県が1割、これを補助するものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスの交付金を充当いたします。

同じく8目畜産業費でございます。194万1, 000円増額し、944万9, 000円とするものです。昨今の情勢によりまして、飼料価格、材料、燃料代が高騰しておりますので、畜産農家の経営を圧迫していることから、6月補正で既に予算化した支援につきまして当初の想定より影響額が大きいと判断いたしました。そのため、不足額を増額するものでございます。これも新型コロナウイルスの交付金で対応いたします。

次に、歳入を御説明いたします。4ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。4,665万8,000円増額し、3億5,069万9,000円とするものでございます。これにつきましてははるる申し上げておりますけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、歳出で御説明しました事業に充当するものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金でございます。5,275万円増額し、1億4,740万9,000円とするものです。物価高騰によりまして特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対しまして1世帯当たり5万円助成する事業に充当いたします

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。623万円増額し、9,229万2,000円といたします。生活困窮世帯に対しましての1世帯当たり1万4,000円を助成する事業に充当するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） それでは、質疑に移りますが、毎回申し上げておりますとおり、質疑では自己の意見の発露、そして要望等は発言として認められておりません。そのことに御留意をいただき、お願いをいたします。

では、提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の10月補正の約1億ちょっとのお金は中を見ても分かるように、コロナの物価対策等の分、それからコロナの臨時交付金で占められており、これ自体は住人等に利益あることであるし、反対することやないのですが、町長にお聞きしたいのは、例えば生活困窮世帯等に対する光熱費助成事業ってありますよね。これ県が7,000円出して、町が7,000円出すと。その分で町がこの7,000円をコロナの地方創生の臨時交付金で対応しています。前回もあつたんですけども、この一つには決まったら早く出してほしいっていう住民からの声がたくさんありました。2つ目には、金額の問題です。早く出すほうについては、これに先立つ全員協議会では担当課のほうから2回目のことなので前回よりは早く出せると思うと。それでもやっぱり1か月近くかかるということでした。

時間がかかるという点でいえば、国の緊急支援給付金の分は2か月近くかかるのではないかと。いう点なんですね。これは業者等にも委託に出すと思うんですけども、その辺を早めるために町長は例えばそれを請負業者等に対してなるべく早くしてほしい。それと、システム改修にしても早くして、住民にこの支援金になるべく早く行くように努力すべきではないかと思うのですが、

その点はどうかという点が一つと、生活困窮世帯に対する光熱水費の助成事業の7,000円の根拠について教えてほしいんです。これを町では7,000円ではなくって、それ以上に乗せることも可能であったのではないかと。特に低所得者層が光熱費に負担が大きいというのは私たちも非常によく聞いていることです。同じ手間暇をかけてお金出すのであればこの上乗せがあってもよかったのではないかとというふうに考えるのですが、その点でコロナ交付金の使い方も含めて町長の意見をお伺いしておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回お願いいたします1億円超の補正について、住民の皆さんの生活に密着したものでございますので、ぜひ御同意いただきたいと思います。

その中で、早くという御意見でございました。もちろんでございまして、できるものであれば早くするように私からも必要であれば申し添えたいと思っています。できるだけ早くやってこそ初めて効果が上がると思いますので、努力したいと思っています。

もう一点、県が7,000円、町が7,000円、町はもっと出せたんじゃないかということでございますが、いつも申し上げてますように経済対策は国と県と市町村がタッグを組んで初めて効果発揮すると思っています。もう1,000円、もう1,000円で、それは切りはありませんけれども、フィフティー・フィフティーで県と一緒に1万4,000円という基本額を県が基本的に示してますので、そういう意味でやったものでございます。その詳しい根拠はどうかと言われましても私がここで答弁できませんけれども、協力し合いながら一日も早く、光熱水費はもうすぐ冬を迎えますので喫緊の課題だと思いますので、ぜひ早く住民の皆さんのお手元にお配りしたい、そういう思いで今回提案しています。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長もできるものならなるべく早くですね。それと、多いにこしたことはないけども、国、県と一緒にやっていくのだという答弁がありました。

町長、この特に今回の5万円の問題、それから1万4,000円の問題についていえば、低所得者、いわゆる住民税非課税世帯ですね。国もどういう対応しているのかっていうの、国会見えて困ってるのかなと思ったりするんですけども、町の一つの役目としてこれを給付したところの実態ですね、どうだったのかということもつかむ必要があるのではないかと思います。その点についてどうでしょうか。

それで、そういう声を県、国に上げていくべきではないだろうか。この1万4,000円が妥当であったのか、5万円が妥当であったのかっていうことを、これつかむのは町村でしかつかめ

ないと思うんですよ。その辺から一体この対策としてどういうことが必要なのか。非課税世帯に限ったほうがいいのか、もう少し枠を広げたほうがいいのかも含めて、そういうことも考えていくのも町村の一つの仕事ではないかと思うんですが、その点について一応こういうことを、支援金をもらったところについての意見を聞いてみる必要があるのではないかという点について、どういうふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員のおっしゃる今回の国の経済対策に対する効果検証というのはやはり国がするべきではないかと思ってます。いろんな意見が今あります。持続的にできないものを今カンフル剤とやって、実際のピークは来年の春来るだろうと。それから、エネルギーに対する補助制度として29兆円ですか、今、組んでいますけども、見えにくいことはもう間違いないと思っています。そういうトータルで今回使ったお金、特に国債を発行してやってるこのお金の問題については、やはり国が第一義的にこれはどうだったのかということを詳細に調査して評価するべきだろうと、こう思っています。

もちろん、市町村もこれは本当に効果的に町民の暮らしになったかどうかというのは、できるすがどこにあるのかは考えながらもやっていかなくちゃいけないことだろうと思いますけれども、大きなお金が動いてる国としてのやり方が本当によかったのか、そして来年の今、何か春ぐらいまではアメリカは税率、中央銀行が税を上げて、その後フラットになって、夏から12月ぐらいには下がっていく、それまでは円安が続くんではないかというような御意見があるというような報道、昨日だったですか、経済アナリストの皆さんたちがテレビでしゃべっておられましたけれども、この辺りのところも日本の円安よりも何よりも労働者の賃金が上がって、年金が上がって、インフレとしてこれまで日銀が2%だ、今、2.8だとか9だとかって言っているインフレが一定の成長として進みながら、同時に労働者の賃金が上がったり、年金が上がるのがやはり持続的で日本の経済を発展させるわけですから、ぜひこのことにこのお金が動いたかどうかという視点が私は一番大事なんじゃないかと思っています。

決して町のことを全くしないというわけではありませんけども、しょせん南部町の中で大きな労力とお金をかけてこの調査をしたところで、それが次の南部町の政策に効果を発揮するとは思いませんので、ぜひ国としてこれをやるべきだろうという具合に思っています。選出の国会議員の皆様とこれから会う機会がたくさんあると思いますので、ぜひそういうような意見も言っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第65号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第65号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで日程第4、議案第64号につきまして、議長発言の訂正をお願いをいたします。採決の部分で「議案第64号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。」、そして「御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。」と議長は発言しておりますが、2か所とも「可決」を「同意」ということで訂正をいただきますようお願いいたします。

日程第6 議案第66号

○議長（景山 浩君） それでは、日程第6、議案第66号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで御説明をしたいと思います。

1 ページ目を御覧ください。議案第66号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和4年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和4年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益34万6,000円を増額し、2億2,184万8,000円とするものです。内訳ですけれども、第1項営業収益1,894万6,000円を減額し、1億4,

354万9,000円とするものです。第2項営業外収益1,929万2,000円増額し、7,829万9,000円とするものです。

次に、支出です。第1款水道事業費用34万6,000円増額し、2億867万4,000円とするものです。内訳ですけれども、第1項営業費用34万6,000円増額し、1億8,955万3,000円とするものです。今回の補正は、コロナ禍の影響がいまだ続く中、原油価格や物価の高騰により大幅な負担増が今後も見込まれますので、引き続き生活支援等を目的といたしまして、一般用及び営業用の基本料金の2期分、4か月分について全額を免除するものです。なお、減収となる基本料金全額分については一般会計から補助金として受けるというものです。

それでは、補正予算の明細書で御説明をいたします。4ページをお願いします。収入です。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益1,894万6,000円を減額し、1億4,134万1,000円とするものです。これは基本料金2期分の全額免除によるものです。

2項営業外収益、3目他会計補助金1,929万2,000円増額し、4,960万5,000円とするものです。これは一般会計からの補助金です。

次に、5ページの支出を御覧ください。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費34万6,000円増額し、2,434万2,000円とするものです。これは基本料金免除の延長通知の郵送料になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第66号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 7、議案第 6 7 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

病院事業管理者から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。それでは、私のほうから補正予算の概要を説明させていただきます。別冊の病院事業会計の補正予算書の 1 ページを御覧いただきたいと思います。議案第 6 7 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。第 1 条、令和 4 年度南部町病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第 1 款病院事業収益、第 2 項医業外収益、これにつきまして 1, 2 8 5 万 9, 0 0 0 円を増額し、医業外収益を 5 億 9, 5 6 4 万 3, 0 0 0 円とし、病院事業収益を 2 4 億 9, 8 6 6 万円とするものであります。

補正予算の内容ですが、7 ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正につきましては、収益的収入につきまして当初予算でお認めいただいております病院の省エネ設備の整備事業、照明の L E D 化について、その財源として今回町からの補助金、コロナの臨時交付金を繰入れしようとするものであります。

3 ページ以降に補正予算の実施計画書、予定キャッシュ・フロー、予定貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 7 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたしま

す。

議案第67号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和4年第7回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和4年第7回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分閉会
